処　分　基　準

令和３年６月 25 日作成

法　　令　　名：自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
根　拠　条　項：第９条
処 分 の 概 要：指定法人の指定の取消し
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第１条第２項（指定の基準）、第７条（是正又は改善の勧告）
処　分　基　準： 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第９条各号に該当する場合、帰責事由がない場合又は悪性がごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正等しようとしているとき等を除き、指定を取り消すこととする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課 安全安心推進係（025-285-0110 内線 3042）
備　　考：